

第2看護学科学則施行細則

(目的)

第1条 長野看護専門学校学則（以下「学則」という）第32条の規定に基づき、第2看護学科の学則を施行するために必要な事項を定める。

(科目及び時間数)

第2条 授業時間は、次のとおりとする。

1・2年次

	時 間
3時限目	13:30～15:00
4時限目	15:15～16:45

3年次

	時 間
1時限目	9:15～10:45
2時限目	11:00～12:30
3時限目	13:30～15:00
4時限目	15:15～16:45

- 2 臨地実習の開始時間及び終了時間は、実習施設の運営の都合上、実習施設の就業時間に準ずることがある。
- 3 授業時間は1時限（90分）をもって2時間とする。
- 4 実習時間は1時間を60分とする。

(臨時休業)

第3条 学則7条3項の規定による臨時休業は次のとおりとする。

- (1) 災害等の発生
- (2) 伝染病等の発生
- (3) その他学校長が必要と認めた時

(入学試験)

第4条 学則第16条に規定する入学試験は、別に定める入学試験実施規定による。

- 2 推薦入試については、別に定める推薦入学制（内規）による。

(遅刻、早退、欠課、欠席)

第5条 遅刻、早退、欠課、欠席は次とおりにする。

- (1) 遅刻とは、授業開始時刻後に入室した場合をいう。

(2) 早退とは、授業終了時刻前に退室した場合をいう。

(3) 15分以上の遅刻・早退は1時限の欠課とする。

(4) 15分以内であっても、遅刻・早退が累積3回となった場合は1時限の欠課とする。

(5) 欠席とは、1日の授業に全く出席しない場合をいう。

2 忌引及び非常災害等による欠席は、欠席日数に加えない。

3 忌引の日数は次のとおりとする。

死亡した者	忌引日数
父母、配偶者、子供	5日以内
祖父母、兄弟姉妹	3日以内

*日数は、土曜日、日曜日、祝祭日を含む。

(欠席等の届出)

第6条 やむを得ず遅刻、早退及び欠席をする場合は、事前に届出(様式12)なければならない。

2 突発的な事情により遅刻、早退及び欠席する場合は、速やかに学校や実習施設に連絡し、届出なければならない。

3 列車事故等による遅延時は証明書を添付しなければならない。

4 傷病その他の理由により、7日以上欠席する場合は、診断書を添付しなければならない。

5 忌引による欠席の場合は、忌引届(様式13)に「会葬の御礼」等の証明するものを添付しなければならない。

6 就職試験、進学のための入学試験による欠席の場合は、事前に公認欠席届(様式14)を届出なければならない。

(単位履修認定)

第7条 学則第8条別表2の科目毎の規定時間の3分の2以上を出席し、その科目試験、臨地実習に合格した者に単位を認定する。

2 指定時間の3分の1を超えて欠席し、欠席の理由が以下に該当し、教務会議においてその理由を認めた場合には、評価を受ける資格を有する。ただし、補習講義が必要となる。

(1) 病気又は負傷(受診等を確認できるもの)

(2) 不慮の事故又は災害(確認できる書類)

(3) 交通機関による遅延(交通機関の遅延証明書)

- (4) その他学校長が止むを得ないと認めた場合
- 3 補習講義を受ける者は、指定日までに補習講義願（様式15）に補習講義料を添えて届出なければならない。
 - 4 未修得科目がある場合は、次年度の当該科目を再履修し、評価を受けることができる。
- 5 再履修を受ける者は、指定日までに再履修願（様式16）を届出なければならない。

(試験)

第8条 試験には、科目試験、追試験、再試験がある。

- 2 試験は、学則第8条別表2に定める科目毎に行う。
- 3 試験の方法は、次のとおりとする。
 - (1) 試験の方法は、筆記、口頭試問、レポート、実技とする。
 - (2) 試験時間は、原則として50分とする。

(科目試験)

第9条 科目試験は、科目の終了時に実施する。

- 2 科目試験の評価は、1科目100点とし、60点以上を合格とする。
- 3 同一科目を複数の講師が分担して試験を行う場合は、実施時間の割合から配点を決定し、評価は総合して行う。
- 4 評価基準は以下のとおりとする。

A	80～100点
B	70～80点未満
C	60～70点未満
D	60点未満

(追試験)

第10条 第7条第2項の理由により科目試験を受けることができなかった場合は、追試験を受けることができる。

- 2 追試験については、以下のとおりとする。
 - (1) 追試験を受ける者は、指定日までに追試験願（様式17）を届出なければならない。
 - (2) 追試験の評価は、得点の1割減とし、60点以上を合格とする。
 - (3) 追試験の結果、合格点に満たない者は、再試験を受けることができる。

(再試験)

第11条 科目試験及び追試験の結果、不合格の者は、再試験を受けることができる。

2 再試験については次のとおりとする。

(1) 再試験を受ける者は、指定日までに再試験願（様式18）に再試験料を添えて届出なければならない。

(2) 再試験は1回とする。

(3) 再試験は60点以上であれば合格とし、評価は一律60点とする。

(臨地実習評価)

第12条 臨地実習（以下「実習」という。）の評価は、学則第8条別表2に定める実習科目毎に行う。

2 基礎看護学実習の単位を修得している者が成人看護学実習、老年看護学実習、小児看護学実習、母性看護学実習、精神看護学実習、在宅看護論実習、看護統合実習を受けることができる。

3 実習成績の評価は、実習指導者及び専門領域ごとに担当する専任教員が評価し、最終的な評価は専任教員が行う。評価基準は以下のとおりとする。評価は、C以上を合格とする。

A	非常に優れている
B	優れている
C	普通
D	劣る

(補習実習)

第13条 第7条第2項に該当する理由により、規定時間の3分の1以上欠席した場合は、補習実習を受けることができる。

(1) 補習実習を受ける者は、指定日までに補習実習願（様式19）に補習実習料を添えて届出なければならない。

(2) 評価はC以上を合格とする。

(3) 補習実習の結果、不合格となった場合は、再実習を受けることができる。

(再実習)

第14条 臨地実習の結果、不合格となった者は再実習を受けることができる。

(1) 再実習を受ける者は、指定日までに再実習願（様式20）に再実習料を添えて届出なければならない。

(2) 再実習は、当該実習について1回を限度とする。

(3) 再実習で不合格となった場合は、次年度以降に再履修とする。

(4) 評価は C 以上を合格とする。ただし、C 以上であっても評価は一律 C とする。

(雑 則)

第 15 条 この細則の改廃は、学校運営会議の議を経て決定する。

(附 則)

この施行細則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 22 年 4 月 1 日 一部改正

3 平成 25 年 4 月 1 日 一部改正